

平成28年3月29日

## 保育所保育指針改定に向けて

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
理事長 奥山千鶴子

## 1. 保護者支援について

少子化により身近に幼い子どもと日常的に触れ合う機会が少なくなっている現状では、多くの子育て家庭が、赤ちゃんの世話をする機会を得られずに親にならざるを得ない状況です。本来祖父母や周りの手助けを借りながら行われてきた子育て環境が失われてきたことから、保育所における保護者支援は、ともに子どもを育てるパートナーシップとしての役割が強く求められてきています。従って親の養育力の低下ではなく、社会の構造的変化に着目した背景の記述が適切だと思います。  
\*親のエンパワーメントにつながる表現に配慮が必要。

「保護者の養育力の向上につながるよう」→「保護者のもつ養育力が発揮できるよう」

## 2. 保育所に入所している子どもの保護者支援

さまざまな困難を抱えている子育て家庭が増えています。これまで以上に、保護者に寄り添い信頼できるパートナーシップが求められることから、保育士の力量の向上が不可欠です。つまり、保護者の養育力を発揮させるためには、保育士の力量の向上こそが重要だと考えます。子どもの最善の利益をはかる観点からも、保育所業務の本来業務である、保育所に入所している子どもの保護者支援の重要性を認識し、保護者が安心して利用できる関わりや配慮が望まれます。

保育所の保育機能が女性の社会的な活躍を後押しするためにもより期待されている現状を踏まえ、より精神的に就労と子育てに逡巡しがちな保護者を支え、子育て家庭の安心につながるような関わりが求められます。

## 3. 地域における子育て支援

地域における子育て支援の社会資源が保育所のみだった時代と異なり、2000年ごろから多様な子育て支援の場が増えてきたことから、保育所における地域に対する子育て支援は、保育所本来の機能を活かした内容に焦点化すべきと考えます。

## ◎保育所本来の機能を活かした内容

施設・園庭開放、体験保育、体験給食、保育指導、栄養指導、一時保育、出前講座等

保育所保育指針に記載されている「地域における子育て支援の内容」は、本来業務に支障のない範囲において、その社会的役割を十分自覚し、他の関係機関、サービスと連携しながら、保育所の機能や特性を活かした支援を行うとされていますが、記載内容は、ほぼ地域子育て支援拠点事業に求められる内容となっています。

また、保育所保育指針では、「保育所に入所している子どもの保護者支援」と「地域における子育て支援」が混在して記載されている箇所があり分かりづらくなっています。前者を強調して、後者は地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を中心に行う等、より事業間の役割の明確化と連携を強調したほうが良いと考えます。

## ◎地域子育て支援拠点事業の経緯

1995年 地域子育て支援センター事業

2002年 つどいの広場事業

2007年 上記ふたつの事業を再編、地域子育て支援拠点事業へ

2014年 地域子育て支援拠点事業 6, 538ヶ所 (市町村独自事業含むと9,000ヶ所程度)

2015年 認定こども園 2, 836園